

6 船舶の評価

船舶の価額については、原則として、調達価額に相当する金額で評価することとしたが、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。
(評基通 136 = 改正、138、139 = 削除)

1 従来の取扱い

船舶（ボート、ヨットその他の小舟を除く。）の価額については、調達価額に相当する金額により評価することとし、調達価額が明らかでない場合には、同種同型の船舶の課税時期における新造価額から、建造の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額を控除した金額によって評価することとしていた。

2 改正の概要

船舶の価額については、従来、業者等から取得する場合の価額である調達価額の把握が比較的容易であったことから、原則として、調達価額に相当する金額により評価することとしていたが、現下の社会経済情勢においては、中古船舶について、数多くの取引が行われるようになっており、その取引市場が形成されてきていること、また、インターネット等の情報通信技術の発達等により納税者等において取引価額等の把握も容易となってきたことから、原則として、売買実例価額等を参酌して評価することとした^(注)。

また、売買実例価額等が明らかでない場合には、従来の取扱いと同様に、同種同型の船舶の課税時期における新造価額から、建造の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価することとした。

なお、船舶安全法の適用を受ける船舶で、課税時期後1年以内に定期検査日の到来するものの価額については、評価通達 136((船舶の評価))の定めにより求めた価額からその価額の100分の10の範囲内において相当と認める金額を控除した金額によって評価することとしていたが、検査費用の支出が近い将来見込まれることによる減価は売買実例価額等に反映され则认为られることから、この取扱いは廃止することとした。

(注) 船舶の価額については、納税者等における把握が比較的容易である業者等への売却価額に相当する金額（売り急ぎ等の特殊な事情がある場合を除く。）により評価して差し支えない。